

## 千葉県資源管理方針の変更について

令和8年3月13日  
水産局漁業資源課

漁業法第14条の規定により、都道府県知事は、国の資源管理基本方針に即して、資源管理に関する基本的な事項や特定水産資源ごとの知事管理区分などを内容とする都道府県資源管理方針を定めることとなっている。

千葉県資源管理方針（以下「県方針」という。）については、同法第14条第9項及び県方針第七の規定により、直近の資源評価や最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案し、おおむね5年ごとにその内容を検討することとなっている。

このたび、県方針の策定（令和2年）から5年が経過したことから、内容を検討した結果、下記のとおり変更することが適当と思料されたため、当該箇所を変更する。

## 【主な変更点】

## 1 県方針第一 「1 漁業の状況」

本県における海面漁業の生産量などの情報について、平成30年時点の情報から令和5年の情報へ更新する。

## 2 県方針第六 「1 漁獲量等の情報の収集」

「特別管理特定水産資源」の報告に関する条項を追加する。

## 3 県方針第八 「1~47 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針」

## (1) くろまぐろ（大型魚）における「漁獲量の管理の手法等」及び「その他資源管理に関する重要事項」の変更

漁獲量等の報告期限を陸揚げした日から3日以内に変更するとともに、くろまぐろ（大型魚）を「特別管理特定水産資源」として定義する。

## (2) 特定水産資源の資源管理方針における「対象とする漁業」の変更

「さんま」、「まあじ」、「まいわし太平洋系群」、「するめいか」及び「まさば及びごまさば太平洋系群」の特定水産資源における当該知事管理区分の「対象とする漁業」について、これまで主要な漁業のみを対象としていたが、今後、明示された数量で本県の知事管理漁獲可能量を管理することとなった場合、全ての漁業の漁獲量を管理する必要があるため、全ての漁業を対象とするよう変更する。

## (3) 特定水産資源以外の水産資源の名称の変更

（国研）水産研究・教育機構が実施する資源評価にあわせて、県方針の項目及び水産資源の名称を変更する。（具体的には、「きんめだい太平洋系群」は「きんめだい太平洋」、「ひらめ太平洋中部系群」は「ひらめ太平洋中部海域」、「まだい太平洋中部系群」は「まだい太平洋中部」に変更する。）

## (4) 特定水産資源以外の水産資源における「資源管理の方向性」の変更

千葉県沿岸水産資源の資源評価の評価手法等を変更したことに伴い、「まだい太平洋中部」及び「たちうお東京湾海域」の「資源管理の方向性」を変更する。



## ○漁業法（抜粋）

## （都道府県資源管理方針）

- 第14条 都道府県知事は、資源管理基本方針に則して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第125条第1項第1号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。
- 2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 資源管理に関する基本的な事項
    - 二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）
    - 三 特定水産資源ごとの漁獲可能量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準
    - 四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法
    - 五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
    - 六 その他資源管理に関する重要事項
  - 3 前項第3号の配分の基準は、水域の特定、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。
  - 4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
  - 5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
  - 6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
  - 7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。
  - 8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。
  - 9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
  - 10 第4項から第6項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

## ○千葉県資源管理方針（抜粋）

## 七 千葉県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。



## ○漁業法（令和8年4月1日施行版）抜粋

(漁獲量等の報告)

## 第26条 1（略）

2 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの（以下この章及び第二百条第一号において「特別管理特定水産資源」という。）の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3（略）

(漁獲量等の報告)

## 第30条 1（略）

2 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特別管理特定水産資源の個体の数及び漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

3（略）

## ○漁業法施行規則（令和8年4月1日施行版）抜粋

(漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)

## 第16条 1～3（略）

4 法第二十六条第二項の規定による漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないとするものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

5～10（略）

(特別管理特定水産資源)

第16条の2 法第二十六条第二項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源は、くろまぐろ（重量が三十キログラム以上のものに限る。）とする。

(非漁獲割当管理区分に係る漁獲量等の報告)

## 第19条 1～3（略）

4 法第三十条第二項の規定による漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性、その採捕の実態及び地域における取引状況を勘案し、これによることが適当でないとするものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

5～6（略）



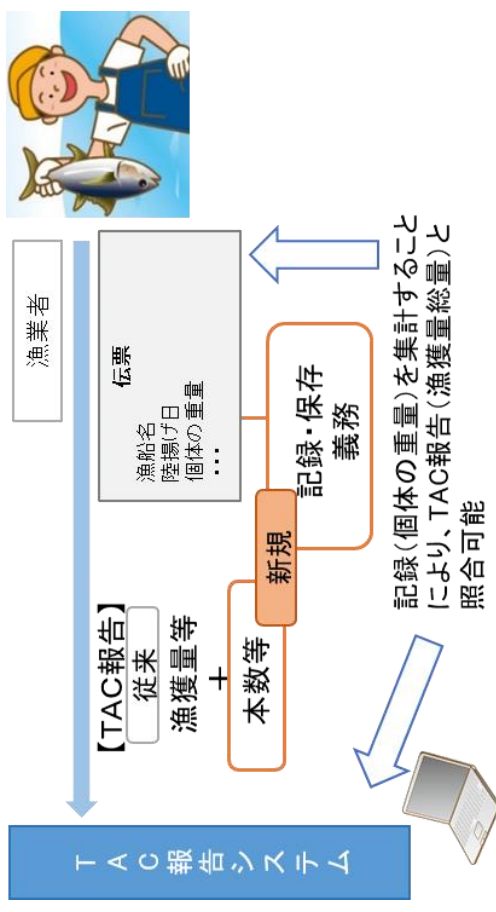
## 2. 法律の概要（漁業法の一部改正）

- 漁獲可能量（TAC）による資源管理を行う水産資源のうち、資源管理に関する国際的な枠組み等を勸案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源（特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。）について、管理を強化 ※個体の経済的価値が高いものについて、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勸案して指定
- あわせて、違反操作を防止するため、漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則を新設

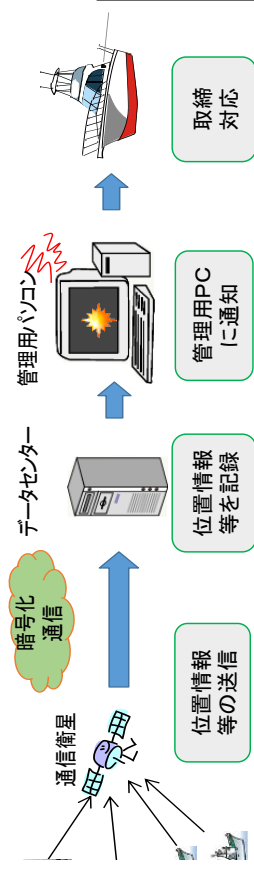
### <具体的な措置>

- ① 特別管理特定水産資源について、以下の事項を措置
  - ・ TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、採捕した個体の数を追加
  - ・ TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存を義務付け
  - ・ TAC報告義務違反等の罰則について、法定刑の引上げ  
【現行：6月以下の懲役、30万円以下の罰金  
→改正後：1年以下の懲役、50万円以下の罰金】  
とともに、法人重科【1億円以下の罰金】の新設
  - ・ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、即時の停泊命令を可能とする。
- ② 衛星船位測定送信機（VMS）の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設  
※ この規定のみ公布の日から20日後（令和6年7月16日施行）

### ○TAC報告・記録義務のイメージ



### ○衛星船位測定送信機（Vessel Monitoring System：VMS）の運用イメージ

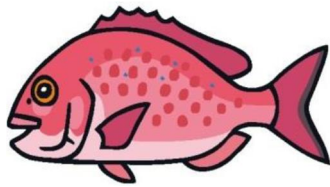




A 資源評価票

千葉県 沿岸重要水産資源 令和7年度資源評価

# マダイ



- ・ 海底が起伏に富んだ岩盤または砂礫質の水域に生息し、銚子～富津の沿岸で小型機船底びき網，刺し網，定置網，釣りなどにより漁獲される。
- ・ 尾叉長は1歳で16cm，2歳で24cm，3歳で31cmとなり，体重は4歳で1kgを上回り，6歳で2kgを超える。
- ・ 産卵期は3～6月。
- ・ 1982年から種苗放流を実施。

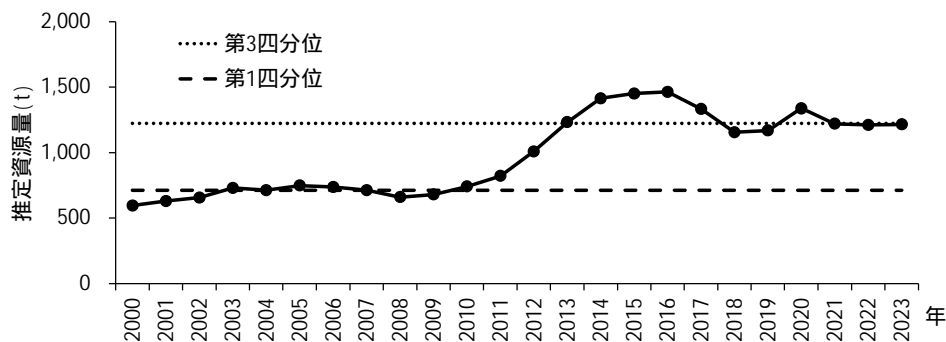
資源評価

|       |        |
|-------|--------|
| 水準：中位 | 動向：横ばい |
| ○     | ➡      |

注) 資源水準は、原則過去20年以上の評価指標値(推定資源量)から四分位数により評価した。  
資源動向は、最近5年間の評価指標の近似式から年間5%以上の増減の有無により判断した。

資源評価の判断

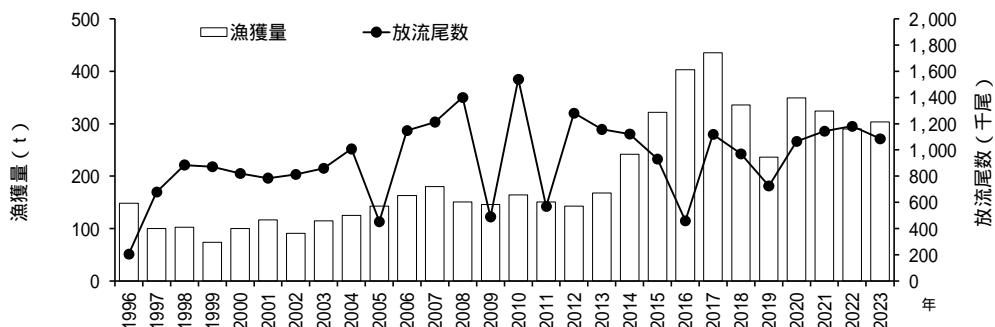
- ・ 資源水準及び動向は、漁獲物測定，統計から推定される1歳魚以上の資源量で判断した。
- ・ 2023年の資源水準は中位，最近5年間の資源動向は横ばい傾向となった。



千葉県における推定資源量の経年変化

(マダイ年度(各年5月～翌年4月)での集計)

漁獲量



漁獲量と放流尾数の経年変化

(漁獲量は千葉農林水産統計，漁業・養殖業生産統計)

- ・ 1996年以降100～200トン前後で推移し，2014年以降は増加に転じ，2017年は過去最高の435tが漁獲された。
- ・ 2023年は303t。

資源管理の取組

- ・ 小型魚(全長20cm以下)の再放流など漁業者による自主的な資源管理が行われている。
- ・ 漁業者と関係機関が連携し，種苗放流を実施している。

千葉県 沿岸重要水産資源 令和7年度資源評価

# タチウオ



- ・ まき網, 小型機船底びき網, 定置網, 刺し網, はえ縄, 曳縄など, 様々な漁業で漁獲される。
- ・ 成長は非常に早く, 最大で 100cm 以上に成長する。
- ・ 寿命は 8 歳程度と推定されている。

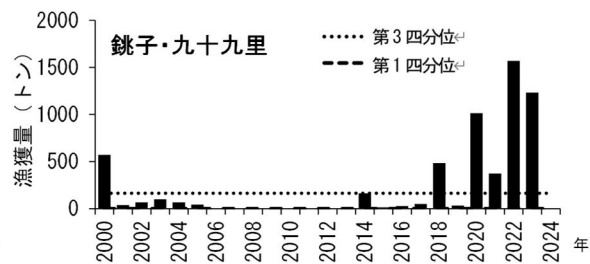
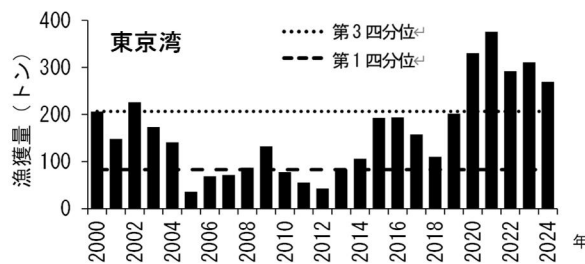
## 資源評価

| 東京湾   |       | 銚子・九十九里 |       |
|-------|-------|---------|-------|
| 水準：高位 | 動向：減少 | 水準：中位   | 動向：減少 |
|       | ↓     |         | ↓     |

注) 資源水準は、原則過去 20 年以上の評価指標値 (漁獲量) から四分位数により評価した。  
資源動向は、最近 5 年間の評価指標の近似式から年間 5%以上の増減の有無により判断した。

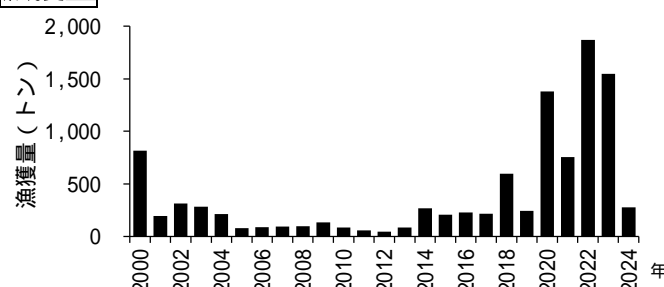
## 資源評価の指標値

- ・ 資源水準及び動向は、2000 年以降の漁獲量で判断した。
- ・ 2024 の資源水準及び最近 5 年間の資源動向は、東京湾は高位, 減少傾向にあり, 銚子・九十九里地区では中位, 減少傾向にある。



東京湾及び、銚子・九十九里地区の主要漁協における漁獲量の経年変化

## 漁獲量



県内主要漁協における漁獲量の経年変化  
(千葉県調べ)

- ・ 県内主要漁協におけるタチウオ漁獲量は、2000 年に約 800t を記録した後、減少傾向を示し、2005～2012 年には概ね 100t 以下で推移した。その後、2020 年に急激に増加し 2023 年までは 374～1,569t の範囲で高水準を維持していた。しかし、2024 年には銚子・九十九里地区での漁獲量が急減し、県全体の漁獲量は 278t まで低下した。

## 資源管理の取組

- ・ 東京湾内湾の小型機船底びき網では、休漁日の設定, 操業時間の制限, 漁具の制限など, タチウオ以外の魚種も含めて, 漁業者による自主的な資源管理が行われている。